

# 和歌山市ふるさと納税返礼品発送等業務における委託事業者選定に係る募集要領

公表日 令和5年5月1日

(2023年)

## 1 目的

本要領は、和歌山市（以下、「本市」という。）が委託する、「和歌山市ふるさと納税返礼品発送等業務」に係る公募に関する各種手続き、要件及び選定等の内容について必要な事項を定めるものとする。

返礼品発送等業務とは、返礼品発送管理に係る業務（以下、「返礼品発送管理業務」という。）、寄附金受領証明書及びワンストップ特例申請に係る業務（以下、「受領証明書等処理業務」という。）

## 2 事業概要

(1) 名称：和歌山市ふるさと納税返礼品発送等業務

(2) 業務内容：別紙1仕様書のとおり

(3) 履行期間：令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

令和5年10月1日から、運用開始できるよう、前事業者からの引継ぎ等、準備を行うこと。

## 3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。

イ 破産者で復権を得ない者であること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。

(2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。

ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）

イ 消費税及び地方消費税

ウ 所得税又は法人税

(3) 募集要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、「和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）」又は、「和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 前号に掲げる期間において、「和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）」に基づく排除措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則

第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)を受けた者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会あるいは同協会の指定機関によるプライバシーマークの使用許諾を受けていること。

(7) 返礼品発送管理業務において、5年以上の受託実績を有し、受託自治体数が100以上あること。

#### 4 募集開始から事業開始までのスケジュール(予定)

(1) 公募の開始	令和5年 5月1日(月)
(2) 参加資格確認申請書提出	令和5年 5月17日(水) 17時まで
(3) 質問受付期限	令和5年 6月1日(木) 17時まで
(4) 企画提案書提出	令和5年 6月12日(月) 17時まで
(5) 企画提案審査	令和5年 6月16日(金)(予定)
(6) 受託候補者の決定、選考結果の通知	令和5年 6月下旬(予定)
(7) 契約	令和5年 7月上旬(予定)
(8) 事業開始	令和5年10月 1日(日)

#### 5 参加資格確認申請書の作成及び提出

##### (1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書(様式1)

イ 3(2)に示す確認資料

(ア) 本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税(完納)証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

本市が賦課徴収する市税がない者は、「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書(様式2)」を提出すること。

(イ) 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあつては納税証明書の様式その3の3を、個人にあつては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

なお、「和歌山市契約規則(平成15年規則第83号)」の規定による競争入札参加有資格者名簿(調達課又は建設総務課登録業者名簿)に登録されていない者にあつては、以下ウからオの書類もあわせて提出すること。

ウ 会社概要等

(ア) 会社概要がわかるもの(パンフレット等既存のもので可。)

本市に本社、支店、営業所がある場合は所在地がわかるもの

(イ) 履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）

当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

エ 役員等調書及び照会承諾書（様式3）

オ 委任状及び使用印鑑届出書（様式4）

カ 3（6）に示す確認資料

(2) 提出期限：令和5年5月17日（水）17時まで（必着）

(3) 提出方法：持参もしくは、郵便、信書便によるものとし、電送によるものは受け付ない。

(4) 提出場所：和歌山市財政課財務班ふるさと納税担当 嶋本・別院

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎5階

T E L 073-435-1300（直通） F A X 073-435-1259（フロア共通）

メールアドレス ouenkifu@city.wakayama.lg.jp

## 6 参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。（様式7）

送付予定日 令和5年5月22日（月）予定

## 7 質問の受付及び回答

(1) 受付期限：令和5年6月1日（木）17時まで

(2) 質問方法：質問書（様式第5号）をEメール、郵送又はFAXで提出すること。

(3) 質問先：5（4）に同じ。

(4) 回答方法：質問者に対して質問方法と同様の方法で回答するとともに、本市ホームページにより公表する。

## 8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（A4版、左綴、両面15ページ以内） 10部（原本1部、副本9部）

仕様書に掲げる業務内容を含んだ提案をまとめて提出すること

以下の項目について記載すること

(ア) 業務履行体制について

① 寄附者からの問合せ・苦情等への対応マニュアル及び研修の実施状況

② 返礼品提供事業者へのサポート内容

③ 寄附金受領証明書、ワンストップ特例申請書の事務フロー及びスケジュール

④ 個人情報及び寄附情報の漏えい防止のための対策とその運用、不測の事態が生じた場合の対応方策。情報セキュリティ関連認証の取得状況

⑤ 事務の効率化及び本市職員の事務負担軽減に資する方策

⑥ 大規模災害時の事業継続性及び寄附者データバックアップ（サーバーダウン時の対応）に関する方策

⑦ 本市からの業務委託料入金前における返礼品提供事業者への支払い能力の有無

⑧ 返礼品の画像、著作権・肖像権の契約等の管理体制

(イ) 広報・プロモーション戦略について

① 本市及び本市返礼品の魅力を効果的に発するのための企画提案

② 店舗型ふるさと納税に関する実施の可否。実施の場合はその企画提案

③ 市内の各種イベント開催時における、臨時の店舗型ふるさと納税の実施の可否

④ 「②常設の店舗型ふるさと納税」、「③臨時の店舗型ふるさと納税」の実施に対する費用負担について。原則、ポータルサイトの場合と同様に寄附額に対する委託料率を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加算した金額とする。別途、本市に負担が発生する場合は、その内容が分かるようにすること。

⑤ 当該事業を活用した、観光振興・産業振興への効果

イ 業務実施体制図（A4版、左綴、両面2ページ以内）

総括責任者、返礼品開発担当の配置やコールセンターなど人員が分かるようにすること。

ウ スケジュール（A4版、左綴、両面2ページ以内）

業務の開始に至るまでに実施する内容が分かるようにすること。

エ 返礼品発送管理業務の契約を履行した実績を有することを証する書類（様式6）

履行実績調書に記載し、仕様書の写し等を提出すること。

※事業受託実績の年数及び直近の実績のうちの一例を記載し、「ほか〇件」のように実績件数が分かるようにすること。

オ 参考見積書

(ア) 返礼品発送管理業務に係る委託料

別紙2「令和5年度サイト別ふるさと納税寄附受入見込件数及び見込額」の寄附があった場合に要する、返礼品発送管理業務に係る委託料（返礼品代金及び送料を除く。）を掲載すること。業務委託料は、別紙2に示す令和5年度の各サイト毎の寄附見込額に委託料率を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加算した金額を記載するものとする。委託料率については、各サイト毎に設定することも可能とし、別紙3を参照し、募集に係る経費と募集外に係る経費の率の内訳が分かるものを添付すること。

なお、令和3年度決算及び令和4年度決算見込みに基づく平均委託料率（別紙2）を見積りの参考にすること。（サイト毎の委託料率は示していない。）

上記とは別に、本市に負担が発生する経費については、算定根拠が分かるように付記すること。

(イ) 寄附金受領証明書及びワンストップ特例申請に係る委託料

別紙2「令和5年度ふるさと納税寄附受入見込件数及び見込額」の寄附件数があった場合に要する、寄附金受領証明書及びワンストップ特例申請に係る業務委託料を掲載すること。業務委託料は、サービス・切手・封筒に係る単価が分かるようにし、消費税及び地方消費税を加算した金額を記載するものとする。単価等については下記の例を参照

上記とは別に、本市に負担が発生する経費については、算定根拠が分かるように付記すること。なお、(イ)に係る業務委託料については**総額34,695千円以下**とすること。

なお、本市は寄附者の利便性の向上のため、オンラインワンストップ申請について「株

式会社シフトセブンコンサルティング」が提供する「自治体マイページ」を活用している。当該システム利用に係る契約は、本市が直接当該事業者と契約するものとし、利用料も直接支払うものとする。

(受領証明書及びワンストップ特例申請に係る費用の例) 税込み

	サービス料	切手代	封筒代	合計
①受領証発送のみ	88.0円	63.0円	0円	151.0円
②紙ベースワンストップ	363.0円	84.0円	8.8円	455.8円
③ワンストップ処理通知	88.0円	63.0円	0円	151.0円

①の単価151.0円×118,776件=17,935,176円

②の単価455.8円×34,484件=15,717,807円

③の単価151.0円×6,897件=1,041,447円

①～③の合計34,694,430円

(2) 企画提案書の説明について

企画提案の審査は、以下「12 評価方法」のとおり、書面審査で実施するが、提案書だけでは伝わりにくい場合など、補足説明を必要とする場合は、その説明動画を収録したDVD等を併せて提出することも可とする。なお、説明は本業務の担当者が行うこととし15分程度とする。

(3) 提出期限：令和5年6月12日（月）17時まで（必着）

(4) 提出場所：5（4）に同じ

(5) 提出方法：持参もしくは、郵便、信書便によるものとし、電送によるものは受け付けない。

(6) 提出制限：企画提案書は、1提案者について1件を限度とする。

## 9 失格事項

本プロポーザルの提案者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

(1) 提案書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

(2) 提出書類の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの

(3) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの

## 10 契約に関する事項

(1) 前払い制度及び部分払い制度：適用しない

(2) 契約保証金

契約金額の10分の1に相当する額以上の額が必要である。ただし、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）第34条各号に該当する場合は不要である。

(3) 契約書作成の要否：必要である

(4) プロポーザルは、受託候補者を特定するために実施するものであり、必ずしも提案内容に

沿って契約するものではない。実際の業務の進め方などについては、特定された受託候補者と本市との間で詳細を協議のうえ、予算額の範囲内で業務内容を決定し、契約書を締結する。なお、協議段階において交渉が不調に終わったときは、次点の者と交渉する場合がある。

- (5) 受託候補者は本市と緊密な連絡を取り、円滑に業務の進捗を図るものとする。

## 1 1 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の提出は1者につき1件とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類の作成に要する費用については、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。また、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (4) 提出期限以降における企画提案書等の差換え及び再提出は認めない。
- (5) 本事業の取組状況や成果については、本市のホームページ等で公表する場合がある。
- (6) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として本市に帰属する。
- (7) 事業者は他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行わなければならない。また、会計帳簿等の帳簿類は事業終了後5年間の保管を必要とする。
- (8) 事業者は本市が行う事業内容への意見・提案等を取り入れ、積極的に実施するものとする。
- (9) 受託候補者特定後、受託候補者と本市との協議により、概要書の内容に変更が発生する場合がある。
- (10) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることが出来ない。ただし、あらかじめ本市と協議したうえで、業務の一部を第三者へ委託することが効率的、効果的であると認められる場合は、業務の一部を第三者に委託することができる。

## 1 2 評価方法

評価は受託希望者から提出された企画提案書等に基づいて行い、書面審査のうえ、受託希望者の順位を決定する。審査にあたり、本市より企画提案書等に基づく質問書を送付することがあり、質問書を受けた場合は別途指定する日までに回答書を提出するものとする。

### (1) 企画提案審査

本市は、参加者から提出された企画提案書等について、別紙4評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を最優秀提案者とする。

### (2) 評価結果の通知

評価結果を、プロポーザル評価結果通知書（令和5年6月下旬送付予定）により通知するとともに和歌山市ホームページにより公開する。

## 1 3 応募先及び問合せ先（再掲）

和歌山市財政課財務班ふるさと納税担当 嶋本・別院

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎5階

T E L 073-435-1300（直通） F A X 073-435-1259（フロア共通）

メールアドレス ouenkifu@city.wakayama.lg.jp